

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2022(令和4)年度)

(公表版)

作成日 2022/10/24

最終更新日 2022/10/24

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和4年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人岡山大学
法人の長の氏名		槇野博史
問い合わせ先		岡山大学総務・企画部総務課 電話：086-251-7007 E-mail：aax7007@adm.okayama-u.ac.jp
URL		https://www.okayama-u.ac.jp/index.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	ガバナンス・コード記載事項	記載欄
経営協議会による確認		【原則1－3 自主的・自律的・戦略的な経営（人事、財務、施設等）及び教学運営（教育・研究・社会貢献）の体制構築】 国立大学法人は、ミッションを実現するため、国からの運営費交付金を重要な財政基盤として、国立大学法人法等に基づき、人的・物的資源等の戦略的な資源配分を基に経営するとともに、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営を実施するための体制を構築すべきである。	（経営協議会からの意見） 原則1－3では、「人的・物的資源等の戦略的な資源配分を基に経営する」とあり、人事や財務の面で、戦略的な資源配分が行われていることが記載されています。 ここで、「物的資源」の戦略的配分については、「運営費交付金の成果配分に係る指標を活用し、インセンティブとして戦略的な予算配分を行っている」記載があり、その具体的方策が分かります。一方、「人的資源」の戦略的配分に関して、こういった評価の内容を基に、こういった戦略的な配分を進めていくのか、その方策が「物的資源」に比べて、少し分かりにくいように感じます。 （意見への対応） 本学では、学長を委員長とする人事戦略・評価委員会を設置し、教員配置の一元管理を行っています。具体的には、新たに常勤教員を配置（昇任も含む。）する場合、「国立大学法人岡山大学における人事基本方針」の「中長期的な財政展望を踏まえた最適な資源配分による適正な人事配置を行う。」こと、「若手、女性、外国人を積極的・戦略的に採用する。」ことを念頭に置き、人事戦略・評価委員会において、当該教員の配置理由等を総合的に評価の上、全学的な観点から審議・決定し、また、必要に応じて大学としての重点分野への教員配置も行っています。

監事による確認			監事による確認については、本法人における適合状況報告書を作成した後、令和4年9月1日に常勤監事に対し、また、同15日に非常勤監事に対し、それぞれ、本法人における適合状況等について説明を行うとともに意見を伺った。 その結果、意見はなしとの回答を得た。
その他の方法による確認			記載事項なし。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		本法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		記載事項なし。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		岡山大学は、「高度な知の創成と的確な知の継承」を理念に、「人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築」という目的（ミッション）のもと、令和 4 年度から始まった第 4 期中期目標期間に合わせて、令和元年度に掲げた「岡山大学長期ビジョン2030」と「岡山大学ビジョン2.0」をさらにバージョンアップした「岡山大学長期ビジョン2050」と「岡山大学ビジョン3.0-ありたい未来を共に育み、共に創る研究大学-」を、多様な関係者の意見を踏まえて策定した。 岡山大学の第4期中期目標期間におけるビジョンと戦略 The diagram illustrates the university's vision and strategy. At the top, it states the mission: 'Creating and inhering high-level knowledge' and the purpose: 'Building a new paradigm for sustainable evolution of human society'. Below this, it lists the long-term vision (2050) and the vision for the 4th medium-term target period (2022-2027). The core strategy is based on SDGs, focusing on education, research, and business management. The diagram is divided into three main sections: Education, Research, and Business Management, each with specific goals and actions. ERM:統合リスクマネジメント (Enterprise Risk Management) 組織全体で、リスクマネジメントを効果的・効率的に運用し、継続的改善を図るための仕組みや体制、能力 この「岡山大学ビジョン3.0」及びそれに基づく「戦略」を実現する道筋は、「岡山大学第 4 期中期目標・中期計画」に具体的に掲げている。 【岡山大学の理念・目的・目標】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/rinen_j.html 【岡山大学ビジョン3.0、岡山大学長期ビジョン2050】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/ou-vision.html 【中期目標・中期計画】 https://www.okayama-u.ac.jp/user/tqac/houjin/ 【目標・戦略・その道筋：統合報告書】 http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/annual.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		中期計画の進捗状況については、評価センターの確認を経た上で、大学経営戦略会議で検証し、教育研究評議会に諮っている。また、検証を通じて明らかになった課題を基に改善に反映させた結果を翌年度の計画に反映させ、これらをウェブサイトに掲載し公表している。 中期計画の進捗状況と検証結果については、評価センターのウェブサイトにて公表している。 国立大学法人評価については、業務実績報告書及び評価結果を大学ウェブサイト及び評価センターのウェブサイトを通じて、公表している。業務実績報告書は、本学の目標・戦略である中期目標・中期計画の進捗状況及び実施状況の検証結果に基づいて作成したものである。また、前年度の評価結果において指摘事項があれば、その改善状況も記載している。 【評価センター】 http://www.okayama-u.ac.jp/user/tqac/ 【法定開示情報】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		法令に基づき、「国立大学法人岡山大学管理学則」、「岡山大学学則」、「岡山大学大学院学則」を整備し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、法人を代表し、その業務を総理する学長の下、意思決定機関として、大学の重要事項の決定権限を有する「役員会」（国立大学法人岡山大学役員会規則）、経営に関する権限を有する「経営協議会」（国立大学法人岡山大学経営協議会規則）、教学に関する権限を有する「教育研究評議会」（国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則）を置き、執行体制として、理事、総括副学長及び副学長を置き、「国立大学法人岡山大学役員規則」及び「岡山大学総括副学長及び副学長に関する規則」によりその権限と責任を明確化している。 【国立大学法人岡山大学管理学則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000001.html 【岡山大学学則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000002.html 【岡山大学大学院学則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000003.html 【国立大学法人岡山大学役員会規則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000006.html 【国立大学法人岡山大学経営協議会規則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000007.html 【国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000008.html 【国立大学法人岡山大学役員規則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000005.html 【岡山大学総括副学長及び副学長に関する規則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000014.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		令和 3 年 3 月、ダイバーシティの確保等を含む総合的な人事方針である「国立大学法人岡山大学における人事基本方針」を策定・公表し、実施している。当該方針の下、教員については、「国立大学法人岡山大学教員の選考に関する規則」、「国立大学法人岡山大学教員の選考に係る審査基準及び審査方法に関する規程」のほか「人事戦略・評価委員会における教育職員の配置及び採用、昇任等の欠員補充に係る基本方針」を定めており、事務職員については、「岡山大学事務職員のミッション」のほか「岡山大学事務職員人事異動の基本方針」等を定めている。 ダイバーシティ推進の観点からは、令和 3 年 5 月に策定した「岡山大学ダイバーシティ＆インクルージョンポリシー」の下、「女性活躍推進法及び次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定・公表するとともに、「岡山大学におけるダイバーシティ＆インクルージョンの推進について」を公表している。 【国立大学法人岡山大学における人事基本方針】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/rinen_j.html 【国立大学法人岡山大学教員の選考に関する規則】 http://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000025.html 【国立大学法人岡山大学教員の選考に係る審査基準及び審査方法に関する規程】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000368.html 【岡山大学事務職員のミッション】 http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/mission.html 【岡山大学ダイバーシティ＆インクルージョンポリシー】 http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/rinen_j.html 【女性活躍推進法及び次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画】 https://www.okayama-u-diversity.jp/action-plans/next-generation-kyu/phase-7/ 【岡山大学におけるダイバーシティ＆インクルージョンの推進について】 https://www.okayama-u-diversity.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/diversity-suisin220401-1.pdfZ
補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		第 4 期中期目標期間における中期的な財務計画については、認可された中期計画にかかる必要経費の見積額として予算計画等を作成、開示している。 【業務に関する情報－中期計画別紙】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（４）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等 （法人の活動状況や資金の使用状況等）		岡山大学の教育情報として、毎年度の入学者数、収容定員・学生数、卒業・修了者数、進学者数・就職者数、進学・就職等の状況をHPにて公表している。 教育費用については、学生当教育経費を岡山大学統合報告書において公表している。 また、教育の成果としての学生の満足度を示すものとして、卒業予定者へ行ったアンケート集計結果をHPにて公表している。また、岡山大学統合報告書においても公表している。この他にも学部学生については、「教養力」「語学力」「専門力」の３基幹力、「異分野」「異社会」「異文化」の３側面における成績・経験をポイント化し、その数値が一定の基準を満たした者を「高度実践人」として認定し認定証を授与する制度を設けている。さらに高度実践人の中でも語学力が特に優れている者については、「高度実践人（グローバル）」としての認定を行っている。 研究の費用及び成果等は、岡山大学統合報告書において公表している。また、研究成果については、随時、記者発表等も行っている。 【入学者受入方針／入学者数／収容定員・学生数／卒業・修了者数／進学者数・就職者数／進学・就職等の状況】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/sel.html 【卒業予定者アンケート】 https://www.iess.ccsv.okayama-u.ac.jp/hedi/kakusyusiryo/ 【統合報告書のデータセクションの「学生当教育経費」】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/annual.html 【記者発表情報】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/press_info_r4.html 【高度実践人】 https://www.iess.ccsv.okayama-u.ac.jp/hedi/jissenjin/ 「戦略的な財務経営に向けた取組の企画・立案・実施」等を行うために、「財務情報カタログ」を作成し、財務経営情報の収集・分析・管理を行っている。本カタログでは、教育・研究に係るコストを経年で比較するとともに他大学との比較も行っており、最新の分析情報を可視化して学内に周知し、財務企画業務の一助として活用している。 また、学内における見える化の一つとして、学部・研究科ごとの予算情報を教育研究評議会において共有し、可視化している。 毎年、財務諸表の公表の他、統合報告書において、財務情報と非財務情報を組み合わせて、わかりやすく法人の活動状況等を公表している。 【統合報告書】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/annual.html 【財務諸表】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/zaimusyohyou.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針		「国立大学法人岡山大学における法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」を策定、公表している。学長意思決定をサポートする体制を強化するため、現役の部局長又は部局長経験者等から3名の上席副学長及び5名の副学長を配置し、中堅クラスから9名の副理事を配置している。 法人経営を担い得る人材育成面では、大学改革を主導するリーダー人材を育成するため、文部科学省「イノベーション経営人材育成システム構築事業」の大学トップマネジメント研修や、国立大学協会が主催する、「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」等の次世代のリーダー人材育成のためのプログラムに継続して、副理事・部局長の幹部級教職員を参加させている。 岡山大学の将来について当事者意識を持って議論できる若手教職員による岡山大学未来懇談会を平成29年度より継続的に開催して、法人経営を担い得る人材を計画的に育成している。 【国立大学法人岡山大学における法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/freetext/soumu-gov_code/file/houjinkeiei_jinzai_houshin.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		理事は、企画・評価・総務、教学、研究、医療、財務・施設、特命（DX）の業務を所掌し、「役員規則」によりその権限・責任等を定めている。副学長（一部上席副学長としている。）は、教育、研究、入試・教育改革、国際に関する校務を担当し、「総括副学長及び副学長に関する規則」により、その権限・責任等を定めている。理事・副学長の選任にあたっては、これらの規則その他の学内関係規則等に基づき、学長が自身のビジョンを達成するために必要な人材であることを確認した上で選任決定している。（原則 1 - 4 関係・長期的な視点での経営人材育成）また、「国立大学法人岡山大学副理事の設置に関する要項」に基づき、理事の担当業務を補佐する副理事を置き、「国立大学法人岡山大学学長補佐の設置に関する要項」に基づき学長補佐を置き、学内外から適任者を配置している。平成 29 年度から、外部人材を非常勤の理事として登用し、役員会などを通じて専門性を踏まえた意見が出されている。また、部局長の選任においても、学外からも候補者を選出可能であり、本学の将来構想及び運営等の方針（全学ビジョン）を踏まえた選考をすることを要するとの規定を含む「部局長の任命等に関する規則」に基づき、学長が選考・任命し、配置をしている。これら各補佐人材の権限・責任を定めた諸規則はすべて公表している。 令和 3 年度に、大学の理念の実現と目標の達成のため、経営及び教学運営に必要な能力を備える人材を計画的に確保・育成するため「国立大学法人岡山大学における法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」を策定し、公表している。 【国立大学法人岡山大学役員規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000005.html 【岡山大学総括副学長及び副学長に関する規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000014.html 【国立大学法人岡山大学副理事の設置に関する要項】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/jinji_yoko/fukuriji_setti.pdf 【岡山大学における部局長の任命等に関する規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000023.html 【国立大学法人岡山大学における法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/freetext/soumu-gov_code/file/houjinkeiei_jinzai_houshin.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2-2-1 役員会の議事録		役員会は、中期目標についての意見、法人法により文部科学大臣の許可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、法人が設置する国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要事項について、学長意思決定に先立ち議決を行う。原則として毎月1回（8月を除く。）定例で開催されている。その審議事項については、あらかじめ、教育研究評議会、経営協議会のほか、週1回開催の理事・副学長・副理事等が参加する大学経営戦略会議においても十分説明し、学内外の意見を聞く機会を設けることとし、役員会の審議の充実を図り、もって学長の意思決定を支えている。なお、すべての会議には、監事も陪席することとしている。なお、役員会の議事要旨は、本学ホームページにて公表している。 【諸会議議事要旨】 http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/proceedings.html
原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		令和4年度から、「岡山大学ダイバーシティ＆インクルージョンポリシー」の下、策定・公表した「国立大学法人岡山大学次世代育成支援対策行動計画及び女性活躍推進対策行動計画」及び「ダイバーシティ＆インクルージョンの推進について」に基づき、ダイバーシティを推進している。 理事2名（うち、非常勤1名）、非常勤監事1名、副学長1名、部局長3名を女性から登用し、また、部局長1名を外国籍の者から登用している。 外部人材の登用については、現在、理事として、「企画・評価・総務」担当に他大学経験者を、「財務・施設」担当に文部科学行政経験者を登用し、非常勤理事として、「地域共創」担当に副知事経験者を、「ウェルビーイング経営」担当に企業経営者を登用しているほか、エグゼクティブアドバイザーとして、実業家の東京大学教員、並びに「教育産業」などの企業経験者を学長特別補佐などとして登用している。また、海外経験者を上席副学長に、今後の新学習指導要領学習者に対応した入試・教育体制の改革を進めるため、高等教育に関する専門家を新たに学外から入試・教育改革担当副学長として登用している。 さらに、高度専門職として、URA：ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター（研究）、UGA：ユニバーシティ・グローバル・アドミニストレーター（国際）、UAA：ユニバーシティ・アドミッション・アドミニストレーター（入試）のアドミニストレーター職のほか、ファンドレイザー等の専門的知識及び経験を有する人材を外部登用し、学長の補佐を行っている。 【岡山大学ダイバーシティ＆インクルージョンポリシー】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/jinji/d_i_policy.pdf 【国立大学法人岡山大学における法人経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/freetext/soumu-gov_code/file/houjinkeiei_jinzai_houshin.pdf 【国立大学法人 岡山大学次世代育成支援対策行動計画及び女性活躍推進対策行動計画】 https://www.okayama-u-diversity.jp/wp/wp-content/uploads/2022/03/koudoukeikaku2022-2027.pdf 【ダイバーシティ＆インクルージョンの推進について】 https://www.okayama-u-diversity.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/diversity-suisin220401-1.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		令和 3 年 9 月、「国立大学法人岡山大学経営協議会規則（平成 16 年岡大規則第 5 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する委員の選任に関する方針」を明文化し、公表している。企業経営関係者、教育行政関係者から各 2 名、地方行政関係者、大学経営関係者、高等教育関係者、法曹関係者、マスコミ関係者から各 1 名と、多様な関係者に委嘱することにより、学外からの知見を反映させ、かつ法人に期待する事項を的確に把握できるようにしている。 法定事項の審議のほか、その時々における本学の成果及び課題についても適時に審議事項・報告事項に加えることで、学外委員への情報提供と、その知見を本学の経営に積極的に反映させることができる機会を確保するようにしている。 会議開催前に、大学経営戦略会議や理事ミーティングにおいて法定事項以外の議題を精選し、その内容の精査を行うことで、審議時間の確保と審議の充実を図っている。また、会議資料は1週間前に送付することで、学外委員の準備の機会を確保している。 これらに加え、例年1月中には翌年度の会議日程を周知するほか、オンライン会議システムを利用することで学外委員の出席の機会を確保している。 【国立大学法人岡山大学経営協議会規則（平成16年岡大規則第5号）第2条第1項第3号に規定する委員の選任に関する方針】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/freetext/soumu-gov_code/file/keiei_iinsennin.pdf
補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		学長選考・監察会議は、「国立大学法人岡山大学学長適任者選考規則」第 8 条に基づく書類審査及び公開ヒアリングによる調査の結果等（同規則第 4 条第 2 項に基づき学内の意向調査を行った場合はその結果も含む）を資料として、慎重かつ必要な審議を尽くした上で主体的に選考を行っている（同規則第 9 条）。 また、学長選考・監察会議は、同規則第 10 条に基づき、学長適任者について氏名・履歴、選考結果・理由等を本学WEBサイト上に公表している。 【国立大学法人岡山大学学長適任者選考規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000011.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		学長の任期は、長期的ビジョンを持って大学運営を行うことができるよう、学長選考・監察会議での検討を経て、4年とした上で、継続的な経営・運営体制の構築のために再任を妨げないこととしつつも、一方で、緊張感を持って大学運営を行うことも望まれるため、学長選考・監察会議による再任審査（国立大学法人岡山大学学長適任者選考規則第9条の2）を経て再任された場合でも6年を超えることができない。 その旨を規則（国立大学法人岡山大学学長任期規則第2条第1項）に定めて公表している。 【国立大学法人岡山大学学長任期規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000010.html 【学長選考・監察会議について（学長の任期について）】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/freetext/profile05/file/about_gakuchosenko_kaigi.pdf
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長選考・監察会議は、「国立大学法人岡山大学学長解任規則」に基づき、審査を経て、文部科学大臣に対して学長の解任を申し出ることができることとなっており、同規則は本学WEBサイトにおいて公表している。 【国立大学法人岡山大学学長解任規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000012.html
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		毎年度、学長選考・監察会議は、「国立大学法人岡山大学学長選考・監察会議規則」第3条の2、「国立大学法人岡山大学学長の業務執行状況の確認に関する要項」に基づき、学長業務執行状況報告書・確認表、学長業務執行状況報告プレゼンテーション資料及び学長へのヒアリング並びに監事からの意見聴取により、学長の業務執行状況を確認しており、その結果を本人に提示して助言を行うとともに、確認結果は本学WEBサイトにおいて公表している。 【令和3年度の学長の業務執行状況の確認について（令和4年7月4日）】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/freetext/profile05/file/gakutyou-gyoumur2.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由		学長選考・監察会議は、「国立大学法人岡山大学学長選考・監察会議規則」第２条に基づき、経営協議会より、大学に関し広くかつ高い見識を有する外部委員５名（企業経営関係者から２名、大学経営関係者、法曹関係者、マスコミ関係者から各１名）、教育研究評議会より、学内の意見を広く聞き公平性を担保するため、社会文化科学研究科、自然科学研究科、医歯薬学総合研究科、その他研究科から各１名と、大学として中長期的展望に立った施策（ミッション・ビジョン）の継続性を担保しつつ、その施策を適切に実現できる法人の長の選考を行う必要があるため、常勤理事から１名の内部委員５名の合計１０名で構成されており、本学WEBサイトにおいて公表している。 【国立大学法人岡山大学経営協議会規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000007.html 【国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000008.html 【国立大学法人岡山大学学長選考・監察会議規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000009.html 【学長選考・監察会議について（委員の選考方法について）】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/freetext/profile05/file/about_gakuchosenko_kaigi.pdf
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		令和３年３月、「国立大学法人岡山大学学長選考・監察会議規則」第３条第４号において、学長選考・監察会議の審議事項に、「国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第１０条第４項に規定する大学総括理事を置くことに関する事項」を追加した。令和３年６月、学長選考・監察会議において、本学の現況を説明し、大学総括理事を置かないこととすることが確認された。 【国立大学法人岡山大学学長選考・監察会議規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000009.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		本学の内部統制システムは、「国立大学法人岡山大学業務方法書」を基本とし、ISO31000、COSO内部統制フレームワーク等に準拠しつつ、「国立大学法人岡山大学内部統制規則」をはじめとする関係諸規則により、コンプライアンスリスクのみならず、戦略リスクを含めたオールリスクに対応できるよう、以下のように構築・運用されている。 （統制環境） 大学の理念・目的・目標のほか、業務、報告、コンプライアンス、資産の保全といった内部統制目的に照らし、「役職員倫理規程」、「公的研究費等の不正使用等防止対策の基本方針」、「公的研究費等の不正使用等防止に関する規程」、「岡山大学研究ポリシー」、「ハラスメント防止に関するガイドライン」等を定め、毎年、各種研修を実施して、全教職員へ周知徹底し、大学の諸活動がこれらに適合するための環境を整備している。 （統制活動） 大学の全業務が、権限と責任を明確にされた会議体・業務執行者（学長・役員・部局長等）により、大学の諸規則に則して実施される体制を整備している。 （情報および伝達） 役員会・経営協議会・教育研究評議会、各種委員会のほか、多様なチャンネルで学長・役員と教職員の間の情報および伝達を確保するとともに、内部通報・外部通報窓口を設置している。 （リスク評価） 令和 3 年 3 月までに包括的なリスク洗い出しを行い、主要リスクに対応した体制構築を行っている。今後、さらに内部統制目的を前提としたリスク分析の深化とともに、リスクキャパシティ、リスクアペタイト（リスク選好）によるリスク評価の実質化を予定している。 （モニタリング） 学長の直属の法人監査室の内部監査を定期的実施するほか、学長は、毎年度、学長と内部統制担当役員で組織する内部統制委員会を開催し、内部統制推進責任者からの日常のモニタリング報告に基づき、本学における内部統制の整備及び運用状況を委員間で共有するなど 1 線、2 線のディフェンスラインの取組みを検証するとともに、是正措置を講じた内容について、当該措置の妥当性等を検証している。 運用体制について、業務方法書、内部統制規則、内部統制委員会規程など内部統制システム関連諸規則を法人のホームページで公表している。法人としての取り組みについて、「岡山大学における公益通報」、「岡山大学病院における医療安全管理に関する内部通報」、「研究活動に係る不正行為への対応」、「公的研究費等の不正使用等防止に関する取組」に区分けて、法人のホームページで公表している。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		【国立大学法人岡山大学業務方法書】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/gyoumu_houhousyo.pdf 【国立大学法人岡山大学内部統制規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG00000004.html 【国立大学法人岡山大学内部統制委員会規程】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000065.html 【国立大学法人岡山大学の運営基本理念】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/uneikihonrinen.html 【国立大学法人岡山大学役職員倫理規程】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000079.html 【国立大学法人岡山大学公的研究費等の不正使用等防止対策の基本方針】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/fusei_houshin.pdf 【国立大学法人岡山大学公的研究費等の不正使用等防止に関する規程】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000157.html 【岡山大学研究ポリシー】 https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/kenkyu_policy.pdf 【国立大学法人岡山大学ハラスメント防止に関するガイドライン】 https://www.okayama-u.ac.jp/user/sex-hara/pdf/haras_guide.pdf 【国立大学法人岡山大学役員規則】 https://www.okayama-u.ac.jp/shokisoku/reiki_honbun/u352RG000000005.html 【岡山大学における公益通報】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/koueki_tsuhou.html 【岡山大学病院における医療安全管理に関する内部通報】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/med-whistle-blower.html 【研究活動に係る不正行為への対応】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/kenyu-fuseikoui.html 【公的研究費等の不正使用等防止に関する取組】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/fusei_kenkyuhi.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		毎年、財務情報と非財務情報を組み合わせて、ビジョンと有機的に統合（Integrated）することで、組織がどのように長期にわたり価値を創造するかを説明する年次報告書である「岡山大学統合報告書」を作成・公表している。また、法令に基づく事項については、会議情報、諸規則等を含め、本学HP（スマホ対応）の「岡山大学について」にて適時・適切に公開している。さらには、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報について、本学HPのNEWS&RELEASEや広報誌いちょう並木をはじめとする各種刊行物、SNS（YouTube・Facebook・Twitter・Instagram・LinkedIn）等、多様な方法で、適時・適切に公表している。これらを通じ、様々なステークホルダーの皆様に、あるべき姿を描くビジョンから、そこに向けた戦略とこれまでの実績を分かりやすく説明し、公開している。 【法令に基づく情報公開 教育に関する情報、法人に関する情報、学部・大学院の設置等に関する情報、独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等に関する情報、国立大学法人岡山大学の役職員の報酬・給与等、国立大学法人岡山大学教員の任期に関する規則、研究活動に係る不正行為への対応、公的研究費等の不正使用等防止、調達関連情報、病院関連情報（病院長選考を含む。）】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html 【会議情報 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の構成員と議事要旨】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/profile05.html 【その他大学に関する情報】 https://www.okayama-u.ac.jp/index.html 【個人情報ファイル簿】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/kojin_joho.html 【法人文書ファイル管理簿】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/directoryfiles.html 【学長選考】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/profile05.html#president 【岡山大学諸規則集】 http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/syokisoku.html 【統合報告書】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/annual.html 【岡山大学SNSアカウント】 【岡山大学Instagram】 https://www.instagram.com/okayama_university/ 【YouTube岡山大学チャンネル】 https://www.youtube.com/user/okayamaunivpr 【岡山大学Facebook】 https://m.facebook.com/OkayamaUniversity?_rdr 【岡山大学Twitter】 https://twitter.com/okayama_uni

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		本学HPは、①岡山大学について、②学部・大学院・病院等、③教育・学生生活・就職、④研究、⑤社会連携、⑥国際交流、⑦入試の7つのカテゴリーに分けてページを作成しているほか、(1)受験生の方、(2)在学生・保護者の方、(3)卒業生の方、(4)企業・研究者の方、(5)社会人・地域の方の5つのステークホルダー毎にも区分けしてページを整理し、情報の受け手に応じ適切な内容を提供している。また、本学HPは英語及び中国語のものも作成して、教育・研究に関する事項に重点を置いて情報公開をしている。各種刊行物も、幅広い層に向けた情報発信を目的とする「大学概要」、「統合報告書」（それぞれ日本語版のほか英語版がある）、広報誌「いちよう並木」のほか、ターゲットを特定した各種のパンフレット等を刊行・公表している。SNSにおいても、既存のツールに加え、岡山大学メディア（OTD）を用い、在学生・入学希望者を対象に情報発信を行っている。 【法定開示情報】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html 【岡山大学メディア（OTD）LP（ランディングページ）「全・岡大生に捧ぐ」】 https://okayama-univ.com/
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		教育情報として、毎年度、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学部及び大学院の学位授与の方針（ディグリー・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業（修了）者数、進学者数・就職者数、学部卒業生、大学院修了生及び専攻科・別科の就職（進学）状況、免許・資格と進路・就職状況、国家試験合格状況（卒業（修了）者）の情報をHPにて公表している。 また、教育の成果としての学生の満足度を示すものとして、卒業予定者へ行ったアンケート集計結果をHPにて公表している。この他にも学部学生については、「教養力」「語学力」「専門力」の3基幹力、「異分野」「異社会」「異文化」の3側面における成績・経験をポイント化し、その数値が一定の基準を満たした者を「高度実践人」として認定し認定証を授与する制度を設けている。さらに高度実践人の中でも語学力が特に優れている者については、「高度実践人（グローバル）」としての認定を行っている。 【岡山大学の教育情報 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報 ・学部及び大学院の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針】 【教育研究活動の状況 入学者受入方針／入学者数／収容定員・学生数／卒業・修了者数／進学者数・就職者数／進学・就職等の状況】 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/sel.html 【高等教育開発推進センター 卒業予定者アンケート】 https://www.iess.ccsv.okayama-u.ac.jp/hedi/kakusyusiryo/ 【高等教育開発推進センター 高度実践人】 https://www.iess.ccsv.okayama-u.ac.jp/hedi/jissenjin/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/index.html ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html#23 ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/johokoukai_j.html